

産業廃棄物の種類と体積から重量への換算係数(参考値)

産業廃棄物		換算係数 (環境省通知より)
燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど	1.14
汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの	1.10
廃油	潤滑油、洗浄油などで不要になったもの	0.90
廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などの酸性廃液	1.25
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などのアルカリ性廃液	1.13
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど	0.35
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る)、紙製造業、製本業、出版業などから排出される	0.30
木くず	建設業に係るもの(紙くずに同じ)、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの	0.55
繊維くず	建設業に係るもの(紙くずに同じ)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から排出されるもの	0.12
動植物性残さ	食品品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥の処理時に排出される固形状の不要物	1.00
ゴムくず	天然ゴムくず	0.52
金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど	1.13
ガラスくず等	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
鋳さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、ボタなど	1.93
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片その他これに類する不要物	1.48
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿	1.00
動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体	1.00
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの	1.26
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記に掲げる産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物など)	1.00
<b>特別管理産業廃棄物</b>		
引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	0.90
引火性廃油(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
強酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃液	1.25
強酸(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	2.25
強アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃液	1.13
強アルカリ(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液、血液の付着した注射針、採血管など)病院、診療所、衛生検査所、感染性病原体を取り扱う施設であって助産所、獣医診療施設、医学、歯学、薬学、獣医学に係る試験研究機関等から発生したもの	0.30
PCB等	PCBを含む廃油、PCB汚染物、PCB処理物	0.90
廃石綿等	石綿除去事業により撤去されたアスベスト等	0.30
指定下水汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
鋳さい(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.93

燃え殻(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.14
廃油(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
汚泥(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
廃酸(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.25
廃アルカリ(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
ばいじん(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.26
13号廃棄物(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.00
<b>一体不可分で排出される産業廃棄物</b>		
建設混合廃棄物		0.26
廃電気機械器具		1.00

上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)。

この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

その他、電子マニフェストを利用する際の詳細な換算係数が、(財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページに([http://www.jwnet.or.jp/jwnet/tuuchi\\_080115\\_betten2.pdf](http://www.jwnet.or.jp/jwnet/tuuchi_080115_betten2.pdf))掲載されています。